

読書コーナー

超訳 ブッダの言葉

翻訳：小池龍之介

出版社：株式会社ディスカヴァー・トゥエンティワン

この本を手にとったきっかけは、韓国アイドルグループIVEのウォニョンさんが、テレビ番組やインタビューなどで「超訳 ブッダの言葉」(小池龍之介 著)を「思めになるし、助けになる」愛読書として紹介したことにより、朝日でベストセラーになったというネットニュースの記事を読んだからです。

最初は、彼女のとても可愛らしい見た目から想像できない愛読書だと思いました。しかし、彼女の代名詞である「超ポジティブ思考」は、単なる楽観主義ではなく、ブッダの教えにある「今、この瞬間に集中する」、「物事をありのままに受け入れる」という姿勢と深く結びついているようです。彼女は、「執着する瞬間に苦しみが生まれる。執着しなければ問題は無い。」という教えに非常に感銘を受けたと語っています。また、仕事でつらいことがあっても、この本を読めば世の中は怒ることがなくなる。」と話



しています。本書では、「執着をしない」ことで、イライラして苦しむこともなくなり、幸せになると書かれています。

本書には、他にも印象的な言葉として、「逆境に立たされても非難を浴びても耐え忍ぶこと。それが穏やかさを育てる最良の試練となる。」心の安らぎこそが最高の価値があることだ。」と書かれています。「心が安らいでいて平静であれば、いかなることが起ころうと負けるということがない。どこにいても心が幸福でいられる。」と教えています。

また、「善き業のポジティブなエネルギーは、少しずつ蓄積され、やがて心地よい報いをもたらす。」として、ポジティブな行動・言葉・思考が幸福な人生をつくるものだと言っています。逆にネガティブな思考は、「悪い業を心に刻み、不幸な苦しい日々を送る。」と書かれています。ポジティブな思考が幸福な人生に導くのです。

私もどちらかというとポジティブ思考ですが、本書を読んで、ウォニョンさんのような「超ポジティブ思考」を早速取り入れようと思いました。その他にも、心が平穏になるような言葉がたくさんありました。私は、現代の社会では、もっと強く意地悪に意見が言えるほどでないかとやっつけられないのではないかと自問自答したこともありますが、やっぱり安らかでよかったのだと気付かせてくれました。

本書は、難しい理屈を並べるのではなく、短い言葉の積み重ねで読者の心に静かに響かせてくる。せわしい現代社会においても、自分の生活や考え方を振り返るきっかけを与えて、心の平穏を与えてくれる、繰り返し読み返したくなる本だと思います。

(文責：明石)

将軍の日(中期5カ年経営計画作成セミナー)

『将軍の日』とは

戦国時代、将軍が戦場から離れた陣営で、戦局を見極め戦略・戦術を立てたように、経営者が日常業務から離れ電話も来客もない環境で、将来を見据え経営計画を作るセミナーです。社長を将軍にみたて、「将軍の日」と命名されました。

【受講料】

55,000円(税込)/名

2名様以降5,500円(税込)

お問い合わせ：めいわ税理士法人

027-361-5568 担当：森平



先行経営Tasseiを行いませんか！

先行経営 Tassei とはズバリ「経営者の描く目標を達成させること！」です。そして目標を達成させるためには「経営計画」が必要です。経営計画を立てても実現しないのは、計画とズレたことを把握したあとの行動が伴っていないから。計画とのズレを毎月見定め、修正行動に移す。この一番実践できない「修正行動」の部分を、実際に行っていくことが出来るのが「先行経営Tassei」なのです。と同時に、経営者の意識や行動が明らかに変化します。

【料金】月額 55,000円(税込)から

編集後記

暦の上では春を迎えますが、寒さはまだ続く2月です。体調管理に気を配りながら、春への準備を進めていきましょう。

めいわ新聞

MEIWA SHINBUN

令和8年 2月号

第198号

高橋税経グループ

■めいわ税理士法人 TEL:027-361-5568

■群馬MSAセンター TEL:027-364-8040

■相続手続支援センター群馬 TEL:027-363-5959

〒370-0006 群馬県高崎市問屋町4-7-8 高橋税経ビル FAX:027-361-9591 URL:https://meiwa.tax E-mail:jinfo@meiwa.tax



所長挨拶

梅花の候、皆さまにはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて正月もあけて1月も後半となった24日の土曜日、高校の同窓会に参加してきました。私の母校では、卒業30年目(48歳)の

学年が同窓会の幹事となり一切を取り仕切るという慣行があり、参加チケットの販売から会場の手配、アトラクションの企画まですべてを担当します。一方で予算が浮けばその残額はその学年のものになるという古き良き?伝統もあり、その後の同期の飲み会の補助や慶弔(もっぱら弔ですが...)の費用に充てられるようになっています。かと言って予算を浮かそうとして支出をケチれば、諸先輩方からお叱りを受けることになりますから、そこはチケットの押し売りやぎりぎりのコスト削減で凌ぐことになります。

そんな幹事期から早20年以上経っての同窓会でしたが、市内ホテルの宴会場を貸し切った総会と懇親会には、身動き出来ないくらいの数の同窓生が集まりました。グラスを片手に参加者の間を縫って歩き回れば、この人も同窓生だったのかという新たな発見もあり、地方都市の人間関係の身近さを感じることもできます。昭和一桁生まれの大先輩から卒業したての若手まで、同窓という理由だけで親しく懇談できるのも、まさに同窓会なら

ではの良さと、いえましょう。

全体同窓会が終わった後は、各学年に分かれてそれぞれの会場で同期会が行われます。ある同窓生が経営する割烹料理屋などでは、仲間さんが「同期様はこちら」「同期様はこちら」と各部屋に案内し同期会が始まりますが、そのうち酔いが回れば機や障子を開けて隣どうしの学年が一緒に飲み会を始めたこともあります。

今回の私たちの学年の同期会は、一人の同期生が経営する市内の新しいラウンジで行われ懇親を深めました。東京の大学を出た後そのまま東京で就職し、その後長い間首都圏で家庭を営み、仕事も定年を迎えて久しぶりに高崎に帰ってきたというメンバーもいます。卒業以来50年ぶりという仲間でも、いざ話を始めればすっかり高校時代に戻ってしまい、「おいお前」とお互い肩を叩けるのは男子校ならではの気安さだからかも知れません。

長いブランクを一気に埋め近況報告が終われば、現在みんなの共通の話題、すなわち健康(病気)の話になります。同期生の医師も交え、話はかなり専門的な分野にまで進んでいきました。

何故か毎年一番寒いこの時期に行われる同窓会ですが、いくつもの思い出を蘇らせながら心温まる思いで帰路に就くことができました。

立春を迎えたとはいえ、寒さはまだまだ続きます。皆さまには十分に防寒対策を心掛け、毎日をお元気に過ごされますよう心からお祈り申し上げます。

Contents

P1 所長挨拶・目次
P2 税務トピックス

P3 Q & Aコーナー
P4 読書感想文・将軍の日・編集後記

めいわ税理士法人 ～税務TOPICS～

【2026年度税制改正大綱】
主な改正内容をチェック！

昨年12月に閣議決定された「2026年度税制改正大綱」のうち、個人にとって影響の大きな3つの論点について、要点を簡潔に解説します。

青色申告特別控除：デジタル化で最大75万円へ

記帳と申告のデジタル化を推進するため、2027年分の所得税から控除額が大幅に見直されます。

具体的には、e Tax による電子申告に加え、優良な電子帳簿保存等仕訳帳・総勘定元帳の電磁的記録保存などの要件を満たすことで、控除額の上限は65万円75万円へ引き上げられます。一方で、書面での申告は55万円10万円控除に縮小されるうえ、簡易的な帳簿のうち、前々年の事業または不動産収入が1000万円を超える場合は、10万円控除さえも適用できなくなります。

暗号資産：待望の「分離課税」導入へ



暗号資産による所得は、これまで最大 55.945%の税率が課される「総合課税」の対象でしたが、今後は他の所得と切り離して計算する「分離課税」（20.315%）が適用される予定です。ただし、対象は登録業者を介した「特定暗号資産」の取引に限定されます。暗号資産の分離課税については、金融商品取引法等の改正後、その翌年1月1日から適用される見通しです。

ふるさと納税：高所得者への控除上限を新設

高所得者優遇となっている現行制度を見直すため、住民税の特例控除額について、合計193万円という定額の控除上限が設けられます。これは主に給与収入が約1億円を超えるような高所得者層に影響を受ける仕組みです。これらは2028年度分の住民税2027年以降の寄附から適用される予定です。



今回の税制改正大綱では、「DXの推進」と「税負担の公平性」が大きなテーマとなっています。特に暗号資産の分離課税化は、投資家にとって大きな転換点となるでしょう。

制度によって改正時期は異なるため、自身の資産管理や申告方法を早めに見直しておくことが重要です。



CORNER \「どうしよう?」にお答えします! /

Q



私は会社で経理を担当しています。

先日、当社は営業社員用に原動機付自転車（いわゆる原付バイク）を25万円で購入したのですが、この原付バイクは、償却資産として申告すべき資産に該当するのでしょうか。教えてください。

A



A （A） ご相談の原付バイクは、償却資産として申告すべき資産には該当しません。 詳細は下記解説をご参照ください。

1. 償却資産の定義と申告義務

地方税法において、償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産その他の一定の資産（※1）以外のものをいうと定められています。

上記の償却資産は、地方税法上、土地や家屋とともに「固定資産」に含まれると定められており、固定資産税（いわゆる償却資産税）が課されます。

また、固定資産税の納税義務がある償却資産の所有者は、原則として、毎年1月1日現在におけるその償却資産について、その所在、種類、数量、取得時期、取得価額、耐用年数、見積価額その他償却資産課税台帳の登録及びその償却資産の価格の決定に必要な事項を1月31日までにその償却資産の所在地の市町村長に申告しなければならないと定められています。

（※1）一定の資産とは、原則として、法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、少額の減価償却資産（使用可能期間が1年未満であるもの又は取得価額が10万円未満であるもの）の取得価額の損金（もしくは必要経費）算入の規定又は一括償却資産の損金（もしくは必要経費）算入の規定によって、その取得価額の全部又は一部が損金又は必要な経費に算入される資産とすると定められています。

2. 償却資産に含まれない事業用資産とは

地方税法では、自動車税の種別割の課税客体である自動車並びに軽自動車税の種別割の課税客体である原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車は、上記1.の償却資産から除くと定められています（※2）。

このため、今回のご相談の原付バイクは、償却資産として申告すべき資産には該当しないこととなります。

（※2）なお、法令上の自動車の区分のうち、「大型特殊自動車」は償却資産として申告すべき資産に含まれています。

〔参考〕

地方税法341、383、地方税法施行令49など